

第1期 福祉のまちづくり 行動計画評価表

～あらゆる障害と共に生き抜くまちづくり～
(平成30年～令和5年9月30日)

令和5年9月

美作市社会福祉協議会

目 次

重点項目1:コミュニティソーシャルワークの実践

1. コミュニティソーシャルワーカー配置に向けた人材育成
2. 「福祉出前ステーション」の開設とコミュニティソーシャルワーカーの配置
3. 地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業の受託、美作市総合相談支援センターの開設
4. 「福祉出前ステーション」開設に向けた広報活動

重点項目2:新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

5. 社会福祉法人等ネットワーク会議の開催
6. 制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発
7. 子どもの学習支援・居場所づくり事業を市内全域に実施
8. フードドライブの実施
9. 行政との連携・パートナーシップ

重点項目3:介護保険事業の見直しと障害者サービスへの事業展開

10. 通所介護事業
11. 訪問介護事業、居宅介護・重度訪問介護
12. 居宅介護支援事業

重点項目4:障害者(児)の地域生活を支えるサービスの充実

13. 地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の受託運営
14. 地域活動支援センターⅠ型「なごみ」とⅢ型「むぎの会」の一体的な運営
15. 生活介護(通所型)事業所の開設
16. 障害者(児)の幅広い受け皿として日中一時支援事業の実施
17. 障害者等の緊急時の受入れや体験の機会と場を提供できる住居支援の拠点整備
18. 地域共生社会の実現を目指す「招(商)福連携による移動販売モデル事業」の実施

重点項目5:地区社協活動の支援と福祉教育の推進

19. 「福社会議事業」と「おたがいさまネット事業」による課題発見機能の強化
20. 地域住民・福祉団体・企業等に向けた「地域福祉講座」の開催
21. 市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の推進

重点項目6:市民参加による助け合い活動の推進

22. 人工透析患者の福祉有償運送事業利用促進
23. 認知症カフェの普及及び活動支援
24. 遺贈と空き家活用による地域福祉の拠点づくり
25. 市民や企業、団体等からの寄附を募るファンドレイジングを活用した「子ども応援夢基金」の創設
26. 一時里親バンク登録事業の実施

重点項目7:法人後見機能と権利擁護活動の充実

27. 市民後見人養成講座の継続
28. 利用者に最適な後見受任体制の整備
29. 地区社協等での広報活動・関係機関とのネットワーク形成
30. 入居支援保証人代行事業の実施

「第1期 福祉のまちづくり行動計画」評価表について

美作市社協は、「第1期 福祉のまちづくり行動計画」（以下、「第1期計画」という。）を、平成30年度から令和4年度までの5ヵ年計画として策定し、“あらゆる障害と共に生き抜くまちづくり”に向けて、4つの基本項目と7つの重点項目、30項目の実施事業を掲げ、その計画の達成に向け事業展開を図りました。

「第1期計画」は、町村社協の合併から13年が経過し、社協の経営基盤の強化に向けた公費財源・自主財源確保のために、行政や地域住民などあらゆる関係者との協働を視野に、職員一人ひとりが社協の使命を正しく理解するとともに、「全社協福祉ビジョン 2020」をベースにこれからの社協が進むべき方向性と組織の経営理念、ビジョンを定めました。

また、各事業の年度別の取組みを具体的に示すとともに重要目標達成指標（KGI）を定め、役職員に対して法人の進むべき方向性と具体的な事業戦略を示しています。

30項目の実施事業を着実に進めるために、すべての職員が関わる担当制を設け、事業の進捗管理を行い、その結果を理事会や評議員会で報告し、更にホームページでの公表を行いました。

この管理体制は、「第1期計画」の推進にもつながり、地域福祉の向上にも大きく貢献できたのではないかと思います。

一方、本計画は5年間の期間であったため、その間には社会福祉法の改正や新型コロナウイルスの感染拡大など外部環境は目まぐるしく変化しました。それらの変化にも柔軟に対応し、福祉ニーズに沿った新たな事業を計画に盛り込んだり、当初の計画から乖離が生じた事業の見直しや中止を行い、理事会・評議員会や美作市にも経過報告を行いながら、計画に基づいた事業実施に取り組んでまいりました。

「第1期 福祉のまちづくり行動計画」評価表は、計画策定期間に掲げた30項目の実施事業の評価と振り返り、今後の課題・方向性を取りまとめたものです。

本計画のなかで定めた理念と方針は、様々な変化があっても普遍的なものであり、次期計画においても継承されるものです。

次期計画の策定に向けては、本計画の評価において抽出された課題を明確にし、引き続き地域福祉の推進に取り組めます。

重点項目1：コミュニティソーシャルワークの実践

（現状と課題）

少子高齢化の進行や社会的孤立、生活困窮、引きこもり、虐待、権利侵害など、行政や関係機関だけでは解決できない制度の狭間の問題等が早期発見・早期対応に至らず深刻化しています。

市民が安心して暮らすためには、何か困ったことが起きた時に、身近な場所で何でも気軽に相談できる窓口が必要です。美作市の相談窓口は、福祉事務所を始め分野別に実施されていることもあり、どこに相談したらよいかわからないという状況が見受けられます。

社協は地域住民や福祉関係者との繋がりを活かし、地域に埋もれたニーズの拾い出しと福祉サービスや制度だけではカバーできない生活全般の支援を地域福祉で支える機能を活かして、あらゆる相談に対応する「総合相談」の役割を果たすことが求められています。

社協が目指す「総合相談」は、社協の窓口寄せられる本人等の相談への対応だけでなく、地域住民や関係機関から寄せられた要支援者の生活課題を把握し、早期解決を図るとともに、地域で支えられるよう住民と協働して進めるコミュニティソーシャルワークを実践しなければなりません。現在社協の相談支援事業の主なものは、日常生活自立支援事業や成年後見事業、生活福祉資金貸付事業がありますが、支援困難ケースへの対応のノウハウは、限られた職員しか持ち合わせていません。

今後は、各支所で個別支援と支援のネットワークづくりを行うコミュニティソーシャルワークを実践するために、社協全職員が福祉専門職としての相談援助技術の向上を図り、社協が気軽に相談できる窓口の役割を担う体制づくりが課題となっています。

（目指すべき方向性）

社協は、地区社協関係者や自治会長、民生委員、愛育委員、栄養委員、ボランティア等の福祉関係者とのつながりを活かした、地域に埋もれている潜在的ニーズを拾い上げる情報基盤を持ち合わせています。

そして、これら福祉関係者や地域住民の気づきが、社協へ情報提供や相談の形でスムーズに伝わるよう、身近なところで相談できる窓口を各支所に常設します。社協に行けば福祉の相談が受けられる、社協に相談を持ち込めば何とかなるという、社協が市民にとって「気軽に相談できる窓口」の役割を担えるよう相談支援を強化します。

また、相談支援にあたっては、住民との協働による見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをする専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを各支所に配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、社協が実施する各種事業や関係機関、民生委員などからの相談や、見守り会議や福祉会議から寄せられた情報を元に、積極的に地域に出向く訪問相談（アウトリーチ）を行います。

また、昨年からの引きこもり調査にも取り組み、要支援者の情報を把握している民生委員・児童委員との連携を強化し、コミュニティソーシャルワークの実践に取組みます。

1. コミュニティソーシャルワーカー配置に向けた人材育成

- ・従来、特定の専門職員が担当していた日援事業を支所職員担当制に拡充し、相談援助の実務経験を積み、専門職としての知識・技術向上を目指します。
- ・障害者や引きこもり等、制度の狭間の要支援者へのアプローチに積極的に取り組みます。
- ・全職員が社会福祉士もしくは精神保健福祉士国家資格を取得し、福祉の専門職として「職員の質」を高めます。介護職員においても、今後相談援助の業務に従事することも考慮し、全職員が介護支援専門員（ケアマネージャー）の国家資格を取得します。
- ・平成 30 年度より、美作大学堀川教授を講師に招き、相談援助技術の職員研修会を毎月第 4 金曜日に開催します。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
コミュニティソーシャルワーカー配置に向けた人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業における相談援助とアウトリーチの実践 ・美作大学堀川教授による CSW 職員研修会を毎月実施 				
	全職員の福祉専門職国家資格取得 （社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員） 				
重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点					
	平成 29 年	KGI	直近の状況	正職員数 31 名	
社会福祉士	3 名	15 名	19 名		
精神保健福祉士	1 名	3 名	5 名		
介護支援専門員	4 名	13 名	15 名		
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>平成 30 年度から、コミュニティソーシャルワークの実践を活動目標に掲げ、福祉の専門職配置を必須とする美作市の施策にも対応できるよう全職員が社会福祉士や精神保健福祉士、介護支援専門員の資格取得を目指し、組織の人員体制の強化を図りました。</p> <p>令和 5 年 3 月末時点で、正職員 31 名中、社会福祉士 19 名、精神保健福祉士 5 名、介護支援専門員 15 名が国家資格等を取得しており、職員の専門職化を図ることが出来ました。</p> <p>また、美作大学教授を講師に迎え、職員が持つ困難ケースについて事例検討会を毎月開催し、相談援助技術の向上を図ることができました。</p>			<p>職員の専門職化が、美作市の福祉施策への貢献と本会の事業基盤の拡大に繋がるよう、今後も全職員の専門職化を目指します。</p> <p>相談援助業務を本格的に取り組み始めて、まだ実務経験の浅い職員もおり、資格取得がゴールではなく、その資格を事業の中で結果と成果で示すことができるよう、すべての職員を対象にした個別支援と地域支援の研修会を引き続き実施し、職員の専門性と組織の総合力を高めます。</p>		

2. 「福祉出前ステーション」の開設と CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置

「どこに相談したらいいかわからない時、社協に相談すると適切な窓口へ導いてくれる」という総合相談に対応できるよう、支所に「福祉出前ステーション」を開設します。「福祉出前ステーション」には、相談援助と問題解決能力を持った専門職の配置が必要であり、相談援助に関わる実務経験を積んだ社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格保有職員をコミュニティソーシャルワーカーとして配置します。

コミュニティソーシャルワーカーは、来所や電話による相談を待つだけではなく、近隣住民や民生委員からの情報提供や、地区社協の見守り会議や福祉会議で上がってきた地域に潜在化する問題を把握し解決できるよう、積極的に地域に出向き訪問相談（アウトリーチ）を行います。相談対応については、要支援者の状況を確認するとともに、その人が抱える問題を明らかにし、解決の方向性を見極め、必要に応じて関係機関や地域の協力を得ながら支援に取り組めます。

また、個別のケース検討会や支援計画づくり、関係機関との連携・協働による支援やサービスの開発に取り組み、コミュニティソーシャルワークを実践します。

なお、「福祉出前ステーション」は、当初の計画を前倒しし、平成 30 年 11 月より各支所に開設するとともに、総合相談に対応する CSW を配置しました。また、令和 3 年度の地域包括支援センター受託を機に、「社協地域ステーション」に名称を変更しました。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
福祉出前ステーション 開設と CSW 配置		<ul style="list-style-type: none"> 支所に CSW を配置 「福祉出前ステーション」開設。 			
重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点 					
<ul style="list-style-type: none"> 各支所に社会福祉士もしくは精神保健福祉士 1 名を配置 → 平成 30 年に配置済み 各支所に「福祉出前ステーション」開設 → 令和 3 年度に社協地域ステーション開設 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
住民の身近な生活圏域であらゆる相談に対応する窓口として、平成 30 年 10 月より市内 6 カ所の社協支所に「福祉出前ステーション」を開設しました。その後、令和 3 年より美作市から地域包括支援センターを受託するとともに、各支所に社協 CSW と包括相談員の 2 名の専門職を配置し、総合相談に対応できる職員体制を整備することが出来ました。また相談窓口の名称も「社協〇〇地域ステーション」に変更しました。			「社協地域ステーション」が、住民の身近な相談窓口として認知され、最初の相談の入口として機能するよう、市民に向けた広報活動を地区社協や福祉団体等を通じて行います。また、あらゆる相談に対応できるジェネラリストソーシャルワークの実践を目指します。		

3. 地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業の受託、美作市総合相談支援センターの開設

行政の相談窓口は、人事異動や多岐に亘る業務、人的な制限等があり、継続的な相談体制を維持することが困難であることなどから、ここ数年は市町村社協が権利擁護センターや地域包括支援センター、生活困窮者自立支援等の相談支援事業を受託するケースが増えています。

現在、地域福祉推進の壁となっているものに「困っていても手を挙げない人々」の存在があります。これは「引きこもり」や「貧困」といった深刻な状況から地域で孤立し、自分には「支援は必要がない」と思っている人をどうするかが問われており、早期発見・早期対応できる仕組みづくりが必要になっています。

社協は、「福祉出前ステーション」を開設するに当たり、孤独死、ごみ屋敷、引きこもり、権利侵害等、地域の声なき SOS を住民の協力を得てキャッチし、福祉に関する相談とアセスメント及び連絡調整機能を持った拠点として、支所機能を強化します。そのためには、地域包括支援センター事業と権利擁護センターの受託を美作市に要望し、地域圏域にある相談窓口の統合化を図り、市民のあらゆる相談を丸ごと受け止め、適切なサービスに結び付ける相談支援に取り組めます。

「**地域包括支援センター**」は、地域ステーション（各総合支所）に専門職員を配置し、高齢者の総合相談、権利擁護支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを行っており、社協が担う役割と重複している部分があります。地域包括支援センターが把握している課題を抱えた個人には、介護保険や公的サービスの利用につなぐだけでは、解決できない問題や課題もあり、地域生活全体を支える個別支援には限界があります。社協は、その問題や課題を、住民とのつながりを活かしたインフォーマルな支援で支えていく強みを持ち合わせています。社協が地域包括支援センターを受託できれば、このつながりの基点を福祉出前ステーション（各支所）に置き、地域包括支援センターと社協、そして住民が手を組み、しっかりリンクすることにより、対象を高齢者に限定しない制度外の支援等にも積極的に取り組みます。

近年の住民サービスの在り方として、ワン・ストップ・サービス（one stop-service）という表現が謳われるようになりました。これは、どの組織が、どのような問題に対応するのかという役割分担論ではなく、どこが相談を受けても、きちんと問題解決の担当に辿り着けることが市民や地域にとって有効になります。権利擁護センターには、権利擁護に関するワン・ストップ相談支援機関として、その役割が求められています。市民にとって身近な存在である社協支所に権利擁護支援に関する相談が寄せられ、困難事例が権利擁護センターの支援検討委員会にスムーズに繋がる仕組みが構築できます。地域包括支援センターと権利擁護センターの受託にあたっては、準備期間として、社協職員 1 名の行政出向をお願いし、担当課で 2～3 年の実務経験を経て事業受託を目指します。

「**地域包括支援センター**」の受託は、美作市保健福祉部との協議を進める中で、引きこもりや 8050、ゴミ屋敷といった高齢、障害、児童等の各分野別の相談体制では困難な、世帯の中で課題が複雑化・複合加しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域で孤立しているケースなどを確実に支援に繋げられるよう、高齢者に限定しない分野や属性を問わない包括的な相談支援体制の構築を地域包括支援センターの受託を契機に進めることになりました。それまでであった美作市の相談窓口を集約し、市民のあらゆる相談に対応する「**美作市総合相談支援センター**」を令和 3 年度より美作保健センター内に開設し、その運営を美作市社協が行うことになりました。

「美作市総合相談支援センター」には、地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業の機能を有し、それぞれの事業に従事する職員を配置して、高齢者や生活困窮のみならず、福祉に関するあらゆる相談に対応する包括的な相談支援体制を進めることになりました。近年、福祉課題が複雑化・多様化・深刻化する中で、一つの世帯で様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱え、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている複合的な課題を抱える世帯が増えています。このような世帯を支援する場合、一つの専門機関だけでは課題解決が図れないため、世帯に関わっている複数の専門機関が連携して、課題解決に当たる必要があります。

「美作市総合相談支援センター」では、このような複合的な課題を抱える世帯の課題解決を図るために、複数の専門機関が協働して支援チームを編成し、協議・検討する**相談支援包括化推進会議**を随時開催することとしており、会議の総合調整・コーディネート役を担う**相談支援包括化推進員**を1名配置しています。

また、各支所には、美作市社協のCSWと地域包括支援センターのステーション相談員の複数の専門職を配置し「美作市総合相談支援センター」との連携・協働を図りながら、市民のあらゆる相談にワンストップで対応する相談支援体制を整備することになりました。これに伴い、支所の福祉出前ステーションの名称は「社協地域ステーション」に変更するとともに、大原支所と東粟倉支所を統合し、大原保健センター1階に「社協大原・東粟倉地域ステーション」の名称で事務所を構えることになりました。

令和元年度には、福祉出前ステーションの相談解決能力を高めるために、美作市より「**生活困窮者自立支援事業**」の一部を受託しました。生活困窮者自立支援事業は、失業や就職活動の行き詰まり等の事情で経済的な困窮状態に陥っている生活困窮者を対象に、自立に向けた相談支援や就労に関する支援を行い、生活困窮者の「自立の促進」を図っていく制度です。支援内容は、現金給付ではなく、自立に向けた人的な支援を有期に提供することを基本としています。美作市においても北山の福祉事務所を拠点に、生活困窮者自立支援法に基づく各事業が行われており、美作市社協は自立相談支援事業の一部と家計改善支援事業、学習支援事業を美作市より受託するとともに、美作市社協本所に「美作市大原・東粟倉・作東地域就労支援センター」を設置し、住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱える生活困窮者に、様々な社会資源等を活用しながら、一人ひとりにあった支援を行うことになりました。なお、生活困窮者自立支援事業は、令和3年度より市内全域を実施区域に拡充することになりました。

なお、「**権利擁護センター**」の受託については、市町村に対して成年後見制度利用促進の拠点になる中核機関の設置が権利擁護利用促進法や国基本計画で示されたことにより、受託協議を見直すことになりました。美作市の権利擁護センターの運営は、美作市と勝央町、奈義町、西粟倉村の勝英管内の自治体との事務委託により行われており、現行の権利擁護センターの運営の枠組みを中核機関として位置付けることが行政間で決定したため、権利擁護センターの美作市社協への受託はなくなりました。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談援助に関わる 行政の事業を受託	行政出向・行政協議（令和2年度に延長） →				
				・地域包括支援センター受託 →	
				・総合相談支援センター開設 →	
				・相談支援包括化推進員の配置と相談支援包括化推進会議の開催 →	
	・権利擁護センター受託：計画中止				
		・生活困窮者自立支援事業受託 →			
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業受託（令和元年度～） → 令和元年度受託 地域包括支援センター受託（令和3年度～） → 令和3年度受託 美作市総合相談支援センターの開設（令和3年度～） → 令和3年度受託 相談支援包括化推進員の配置と相談支援包括化推進会議の開催（令和3年度～） → 令和3年度より実施 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>美作市社協の相談窓口の機能を強化するために、計画実施期間の5年間で地域包括支援センター・生活困窮者自立支援事業・障害者地域活動支援センター事業を美作市から受託しました。子どもを除く、高齢者・障害者・生活困窮の3分野の事業を受託することにより、市民が抱える福祉、保健、医療、生活、法律等に関わる心配ごとや悩みごとに対応する総合相談窓口として、美作市総合相談支援センターと社協地域ステーションを開設することが出来ました。</p> <p>また、各相談窓口では解決が出来ない複雑化・複合化したケースには、美作市総合相談支援センター内に設置した多機関協働係に繋ぎ、支援機関が協議し、チームアプローチによる支援体制を構築しました。</p>			<p>地域包括支援センター事業、生活困窮者自立支援事業、及び障害者地域活動支援センター事業は社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業として実施することになりました。分野や属性に関係なく各支援機関が包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化したケースには多機関協働事業として、包括化推進員を中心にチームアプローチによる解決を目指します。</p> <p>美作市総合相談支援センターや社協地域ステーション、行政等の支援機関、地域住民との連携・協働により既存の支援体制の狭間にある問題などの解決に向けて取り組みます。</p>		

4.「福祉出前ステーション」開設に向けた広報活動

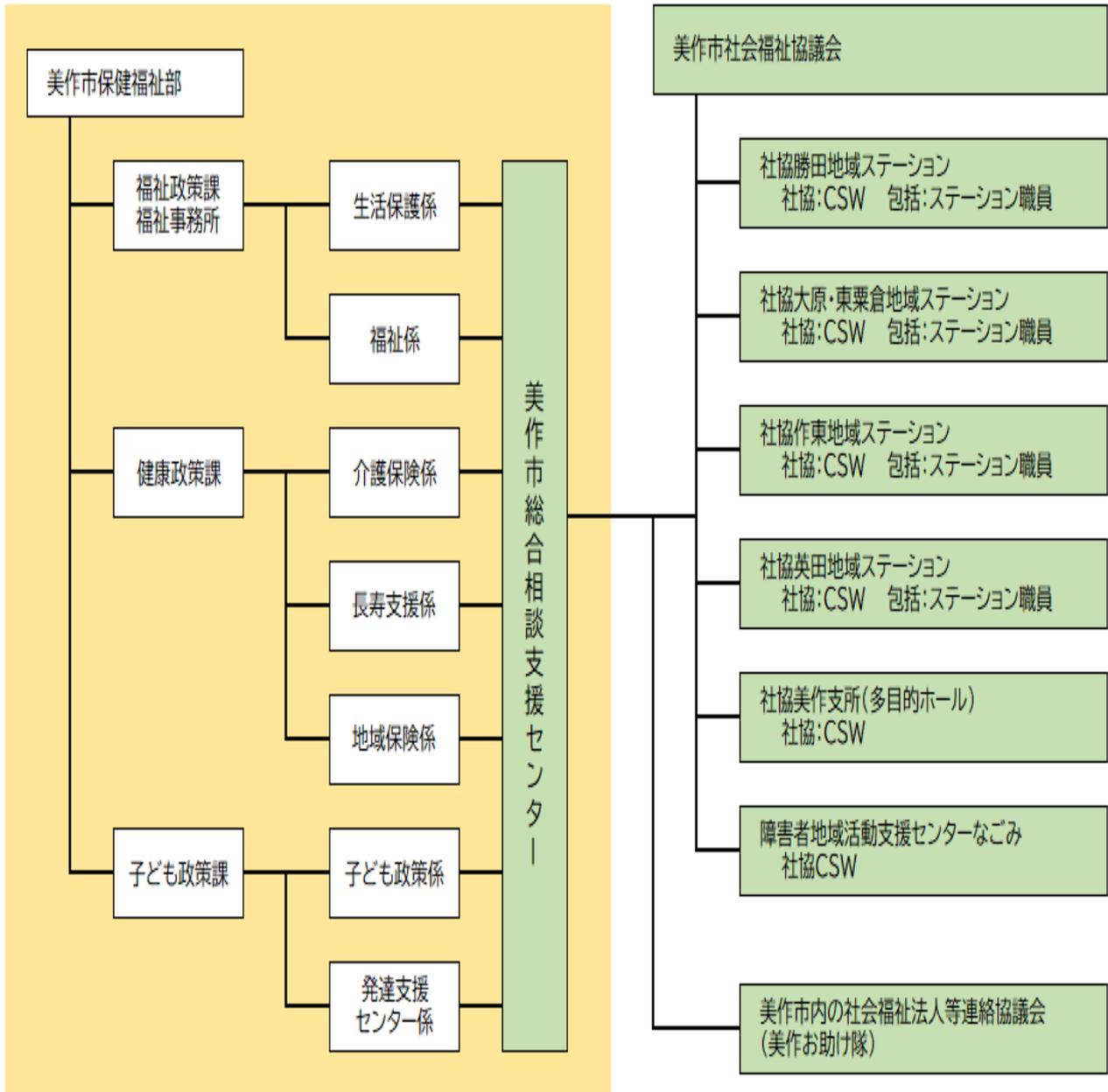
社協の各支所が「どこに相談したらいいかわからなくても、社協に問い合わせれば適切な解決機関につないでくれる」身近な相談窓口として、今後機能していくためには、市民に広く認知してもらう必要があります。

支所相談窓口の「福祉出前ステーション」開設に向け、地区社協やサロン、福祉関係者等を通じた市民への広報活動に積極的に取り組みます。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
福祉出前ステーションの 広報活動		市民に向けた広報活動 			
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
市民に向けた広報活動：489回 → 281回 <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協向けの説明会：93回（31地区 × 3回） → 152回 ・福祉団体向けの説明会：18回（6団体 × 3回） → 87回 （民生委員・栄養委員・愛育委員・ボランティア・老人クラブ・身障協会） ・サロン向けの説明会：360回（180か所 × 2回） → 34回 ・サロン代表者向けの説明会：18回（6地域 × 3回） → 8回 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
市民に向けた広報活動は、コロナ禍により地域福祉活動が停滞する中で、地区社協や福祉団体、サロン等に出向く周知活動が十分行うことが出来ませんでした。 令和3年度には、美作市総合相談支援センターを開設し、更に福祉出前ステーションの名称を社協地域ステーションに変更したことから、相談窓口の電話番号等を掲載したカードを作成し、地区社協やサロン、各種団体に配布しました。また、美作市社協広報誌、地区社協広報誌にも掲載し、幅広く相談窓口の周知を行いました。			新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に移行し、様々な地域福祉活動が再開されようとしており、地区社協や福祉団体、サロン等で積極的な広報活動を展開します。		

総合相談支援センターと社協地域ステーションの相談支援体制図

社協各支所に、社協のコミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターのステーション職員を配置します。市民からのあらゆる相談を包括的に受け止め、相談、助言、情報提供、問題解決を行う「社協地域ステーション」を常設し、必要に応じて支援機関につなぐことができる、相談支援体制の構築を目指します。



令和3年度より、美作市保健センター内に「美作市総合相談支援センター」と美作市社協の各支所に「社協地域ステーション」を開設し、市民からのあらゆる相談を包括的に受け止め、相談・助言・情報提供・問題解決を行う、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

相談窓口には、社協のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）や社会福祉士、保健士、ケアマネージャー等の福祉の専門職が、お一人おひとりの相談に寄り添い対応させていただきます。

重点項目2:新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

(現状と課題)

美作市における生活課題は複雑多様化しており、少子高齢化、家族や地域での助け合い機能の低下、不安定な雇用や低収入による生活の不安定化などを背景として、引きこもり、孤独死、社会的孤立、ゴミ屋敷、子どもの貧困、失業後の再就職困難等の深刻な課題が増えています。

これらの課題は、「制度の狭間」や「複合的な課題」であり、既存の福祉サービスでは解決できない新たな福祉ニーズです。そして、地域福祉の推進を使命とする社協は、その解決のために中心になってその役割を担っていかねばなりません。

現在の社協は、制度内の事業やサービス、行政からの委託事業等が中心となり、上記に掲げた生活課題に対して、新たな福祉サービスを開発する取組みが乏しい状況にあります。

社協はここ数年、権利擁護や生活困窮、子供の貧困に特化した独自事業として、①法人後見事業、②子どもの学習支援・居場所づくり事業、③生活困窮者向けリユース事業、④緊急食糧支援おむすび事業、⑤生活困窮者等緊急援護資金貸付事業を策定し、新たな支援対策にも取り組んできました。

今後は、既存の福祉サービスだけでは解決できない新たな福祉ニーズに対応するために、社協が中心になって行政や専門分野を超えた多様な団体等が相互に連携・協働するネットワークづくりを進め、効果的・効率的かつスピード感をもって、新たな協働や仕組みで解決に向けた取組みを進めていくことが求められています。

(目指すべき方向性)

改正社会福祉法が施行され、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組の責務」が規定されました。今回の法改正は、社会福祉法人そのものが地域の公的な資源であり、自らの資源を生かして地域における公益的な活動を推進する立場にあること。また非営利法人として、既存の福祉サービスでは解決できない新たな福祉ニーズに応えるために、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないことが示されました。

社協は、今回の法改正を機に、市内の社会福祉法人等と連携・協働のネットワークを作り、新たな福祉ニーズの把握とサービスを開発し、地域の生活・福祉課題の解決に取り組む組織として「**美作市内の社会福祉法人等連絡協議会(以下「美作お助け隊」)**」を平成29年6月1日に設立しました。

この連絡協議会の設立により、社会福祉法人間のネットワークもさることながら、行政や市民活動団、NPO、企業などとの連携・協議の場を設け、制度にとらわれない柔軟な支援を行う新たな福祉サービスの開発に取り組めます。

なお、この連絡協議会の発足は、県内初の先駆的な取組みとして注目されており、県域全体で社会福祉法人の連携・協働のネットワークづくりの気運が高まっています。

5. 社会福祉法人等ネットワーク会議の開催

「美作お助け隊」には、参加法人の代表者で組織する役員会を設置しています。役員会は、組織運営に係ることや作業部会からの報告や提案事項等も協議し、新たな福祉サービスの策定もここで決定していくこととしております。

地域住民を基盤とした協議体である社協は、その特性を生かし「美作お助け隊」の運営の中心的な役割を果たすとともに、多様な組織や団体、地域住民が自由に参画し、地域の福祉ニーズを協議検討できる地域協議会的な役割を担う「社会福祉法人等ネットワーク会議」を開催し、活動を発展させていきます。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
社会福祉法人等ネットワーク会議の開催					
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点～					
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等ネットワーク会議の開催：年5回定期開催 → コロナ禍により定期開催は実施できず 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>社会福祉法人等連絡協議会は設立から6年目を迎え、関係者を中心に周知が図られ、事業も作業部会で検討、役員会での承認を得て、当初の3事業から7事業に増えました。</p> <p>しかし、令和2年度からはコロナ禍で様々な活動が自粛されたことにより、役員会、作業部会の定期開催をすることができませんでした。</p>			<p>新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、事業計画に基づいて役員会を定期的を開催します。</p> <p>作業部会については必要に応じて随時開催し、受任調整や事例検討、事業検証を行います。また、支援者ニーズに対応するための新たな福祉サービスの企画・立案を行います。</p> <p>美作お助け隊の会議に、美作市議会議員や青年会議所等にも参加を呼びかけ、地域の福祉ニーズを協議検討する地域協議会の役割を担う「社会福祉法人等ネットワーク会議」を開催します。</p>		

6. 制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発

「美作お助け隊」は、生活困窮者等への配食サービス、ゴミ屋敷の清掃事業、中間就労支援事業の3つの事業を設立当初の事業として掲げております。

社協は今後も、時代の変化や多様化し複雑化する新たな福祉ニーズの発生に迅速に対応できるよう、既存の地域福祉事業やコミュニティソーシャルワークの実践の中から拾い上げた福祉ニーズを、「美作お助け隊」につなぎ、制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発に積極的に取り組みます。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発					
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス開発件数：3件 → 7件） ①配食サービス事業 ②ゴミ屋敷清掃事業 ③中間就労支援事業 ④フードドライブ事業 ⑤子どもの学習支援・居場所づくり事業 ⑥就学支援リユース事業 ⑦招（商）福連携による移動販売事業 					
計画の評価（振り返り）	今後の課題・方向性				
<p>「美作お助け隊」の福祉サービスは、設立当初の3事業から7事業に増え、特に生活困窮対策に向けた事業を中心に、参加法人が連携し個別ケースに対応しました。</p>	<p>長引く不況やコロナ禍によって顕在化した課題が、美作市総合相談支援センターや社協地域ステーションに多く寄せられています。</p> <p>相談内容は複雑化・複合化しており、従来の属性や分野別のサービスや制度で解決することが困難になっています。そのような課題に迅速かつ柔軟に対応できるよう、社会福祉法人等のネットワークを活用して、新たな福祉サービスの開発に取り組みます。</p>				

7. 子どもの学習支援・居場所づくり事業を市内全域に実施

社協が平成 28 年より実施している「子どもの学習支援・居場所づくり事業」は、作東中学校の貧困家庭の生徒を対象に、長期休暇中や放課後にボランティア活動をしなが、基本的な生活習慣を身につけたり学習の場を与え、いじめの対象や不登校に陥らないよう支援するもので、中学校や地域住民、愛育委員の協力をいただきながら、現在までに 5 人の生徒が利用し成果を上げています。

また、平成 29 年 8 月からは、美作お助け隊参加法人の「蛍流荘」が美作中学校の生徒を受け入れ、モデル的に事業が行われています。

今後は、美作お助け隊で事業化し、市内各中学校への事業説明を行い、行政や地区住民、児童委員との協働により、本事業を市内全域に展開できるよう取り組んでまいります。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
子どもの学習支援・居場所づくり事業の市内全域展開	中学校への事業説明と協議検討 →				
		中学校との調整が取れば、各法人で順次開設 →			
重要目標達成指標 (KGI) 令和 5 年 3 月末時点					
・開設数：2 箇所 → 6 箇所（市内全域旧町村区域に開設） コロナ禍により未実施					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>市内の中学校に事業説明を行い、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間で 12 名の生徒、児童を 459 日間、延べ 847 人受け入れました。 （小学校 2 校、中学校 1 校、高校 5 校）</p> <p>美作お助け隊参加法人にも事業説明を行い、市内全域で実施する体制が整いましたが、コロナ禍による受入れ自粛等で本会のみでの実施となりました。</p>			<p>この 5 年間で、美作市にも様々な居場所が出来ており、居場所を必要とする子どもたちの選択肢は増加しました。</p> <p>令和 4 年度からは市内 5 地域での校舎長会に社協 CSW が出席しており、学校との連携も図られるようになりました。</p> <p>今後は校舎長会で本事業の説明を行い、必要に応じて社協 CSW が美作お助け隊参加法人と受入れ調整を行い、子どもたちが誰からも否定や批判されることなく安心して自己肯定感を回復できる場所の提供を支援します。</p>		

8. フードドライブの実施

美作お助け隊の事業メニューとして、生活困窮者の食糧支援と食品ロスを削減するために、「**フードドライブ事業**」を実施します。市民から家庭で余っている食べ物を、美作お助け隊参加法人に持ち寄ってもらい、それらを生活困窮者に提供したり、福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附できるよう事業化します。

平成 30 年度の調査研究を経て、令和元年度にフードドライブ事業を初めて実施しました。令和 2 年度からは、生活困窮世帯のニーズに幅広く対応するために、食料品のみならず日用品についても寄附を募る「**フード&ライフドライブ事業**」を事業化し、美作市社協や美作お助け隊参加法人で物品の受入れを行うこととしました。

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
フードドライブの 実施	調査研究 →				
		フードドライブ 事業 →	フード&ライフドライブ事業 →		
重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点					
・開設数：0 → 14 箇所（美作お助け隊の全参加法人事業所で開設） → 14 箇所 で実施					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>令和元年から事業化した「フード&ライフドライブ事業」は、参加法人が物品の受入先になり、毎年 2 月と 9 月の年 2 回実施しています。</p> <p>美作市社協広報紙やみまちゃんねる、山陽新聞を活用した広報活動を積極的に行うことで、本事業に対する市民の理解も深まり、寄附物品も年々増加しています。</p> <p>寄附物品は、美作市社協を通じて、急増する生活困窮世帯や子ども食堂などに提供し、市民同士の支え合い活動を展開することが出来ました。</p>			<p>参加法人が窓口になり、施設が市民にとって身近な場所となるよう全参加法人の事業所で「フード&ライフドライブ事業」に取り組み、寄附物品を生活困窮世帯等に提供します。</p> <p>本事業を定期的実施することにより、市民だけでなく、参加法人の職員の理解や協力にもつながりました。</p> <p>まだ支援につなげていない世帯や個人を拾い出すために、寄附物品の配布会の開催やアウトリーチによる個別配布等を行います。</p> <p>また、現在継続して本事業を利用している対象者については、寄附物品の適切な提供方法について協議・検討していきます。</p>		

9. 行政との連携・パートナーシップ

「美作お助け隊」設立には、行政関係者と社協の緊密な連携が大きな役割を果たしました。当初より社協は、行政の生活困窮や生活保護担当者と、生活困窮者等に関する情報提供や行政が求める福祉サービスについて協議を重ねたことにより、社会福祉法人の地域公益事業の必要性に触れることが出来、「美作お助け隊」設立に向け大きく舵を切ることができました。

今後も行政との協議を行い、地域における総合相談・生活支援体制の構築、権利擁護支援体制整備や地域公益事業の推進に向け、行政との連携・パートナーシップ構築に積極的に取り組めます。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
行政との連携・ パートナーシップ					
計画の評価（振り返り）		今後の課題・方向性			
<p>地域福祉を推進する社協の「福祉のまちづくり行動計画」を策定し、平成30年度から令和4年度までの社協のビジョンを示すことにより、行政からの事業受託について計画的に協議を進めることができました。特に地域包括支援センター受託については、社協職員が2年間行政出向することにより、スムーズな事業受託につながりました。</p> <p>また、美作保健センター内に総合相談支援センターを設置し、令和4年度からは重層的支援体制整備事業を受託したことにより、行政の関係部局との連携が図れるようになりました。</p> <p>令和4年度に美作市地域包括ケア会議で行政、社協、地域住民が協議し、地域福祉に関する会議の位置づけを見直しするとともに、地区社協の地区ケア会議（福祉会議）には行政職員も参加し、共に地域生活課題の協議の場に加わるようになりました。</p>		<p>地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するためには、地域生活課題を抱える人を早期に発見し、課題が重篤化する前に対応することが必要です。</p> <p>そのためには対象を高齢者だけでなく、全世代に広げた全世代型地域包括ケアシステムの仕組みが必要となります。地域包括ケアシステムを機能させ、地域づくりを進めるためには、行政と連携協力が不可欠になります。行政と綿密に連携を図りながら地域福祉を推進します。</p> <p>更に、行政とのパートナーシップに基づき、補助金・受託金の確保、地域福祉施策の充実に取り組めます。</p>			

重点項目3：介護保険事業の見直しと障害者サービスへの事業展開

（現状と課題）

介護保険制度発足当時、社協は措置制度時代の実績及び団体本来の性格から、民間事業者では受け入れが困難な利用者を受け入れるセーフティネットの役割を担うことを期待されていました。

しかし、民間事業者が年々増加する中で、介護保険サービスは、すでに利用者が事業者を選択する時代に入っており、一事業者である社協がセーフティネットとしての役割を担うことには機能的・物理的に限界があり、介護保険制度の中で、その役割にも変化が生じています。

現在、市の介護保険事業は、多数の民間事業者等の参入を得て、現状ではサービス提供量は概ね充足するに到ったと思われます。このことは、介護保険制度が目指す「民間の参入」がある程度達せられ、社協の当初の目的は十分に果たされたものと考えられます。

反面、法人経営の観点からは、他の民間事業者との競争により収益確保が厳しい事業もあり、このまま現状の介護保険事業を丸抱えし継続していけば、市社協の経営に多大なる影響を与える恐れもあります。

社協は地域福祉を推進することを目的として設立された団体であり、介護保険事業の廃止が市民へのサービス低下につながる場合には、事業の採算性、効率性を意識するにしても、ある程度の赤字を覚悟しながら事業を継続する必要があります。

しかし、現状では民間の事業所の増加によりシェアは低下しており、社協による介護サービスの提供が無くなったとしても、市内のサービス供給量は充足されると思われます。

ここは社協の設立の原点に戻って、財政に余力があるうちに民間社会資源の充足度合いを確認しながら、介護保険事業の見直しを図り、他の地域福祉事業を推進していくことが妥当な判断と考えます。

（目指すべき方向性）

現行の介護保険事業については、その果たすべき役割、財政状況を鑑みて、事業ごとに縮小もしくは廃止に向けた見直しを図ります。

今後は、誰もが地域で安心して生活できる福祉サービスの担い手として、福祉ニーズがありながら民間事業者の参入が少ない、障害者福祉サービスの充実に向けた新たな事業に取り組み、地域福祉の推進主体として、その役割を果たしてまいります。

10. 通所介護事業

通所介護事業は、大原・東粟倉・作東支所の3か所で事業を行っていますが、平成27年度の法改正により収益性が低下したことに加え、小規模多機能型居宅介護事業所をはじめとするサービス提供事業所の進出が増え、事業収入及び利用者数の減少に歯止めがかかっていない状況です。平成20年当時18か所あった事業所が、平成29年度には27か所に増え、事業者間の利用者獲得競争が激化しています。

また、老朽化した施設の修繕や維持管理費、車両・備品の更新など、今後多額の経費を要することが想定されるうえ、介護サービス従事者の人材確保も大きな課題になっています。このようなことから、通所介護事業における社協が果たすべき役割、財政状況を鑑みて、作東事業所は平成29年度末、大原・東粟倉事業所は令和2年度末をもって順次終了し、民間事業所へ事業譲渡することとします。事業終了に当たっては、利用者の理解を得て、民間事業所へのスムーズな受け入れが図れるよう対処します。

また、通所介護事業に従事する職員は、介護支援専門員の資格を取得し、地域包括支援センター受託後のステーション職員もしくは障害者福祉サービス従事者として配置転換を行います。

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
通所介護事業	作東	平成29年度終了				
	大原 東粟倉	令和2年度終了				
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点						
・通所介護事業撤退 → 令和2年度末で撤退						
計画の評価（振り返り）				今後の課題・方向性		
<p>大原支所と東粟倉支所で行っていた通所介護事業を、令和2年度をもって終了し、民間事業所に事業譲渡しました。</p> <p>事業譲渡にあっては、利用者がスムーズにサービス利用できるよう対処しました。</p>						

11. 訪問介護事業、居宅介護・重度訪問介護

訪問介護事業は、大原・作東支所の2か所で事業を行っており、独居高齢者や高齢者世帯が増加する中で、今後は認知症を有する要介護者、中重度の在宅要介護者がさらに増加することが予想され、こうした利用者の在宅生活を支える訪問介護は重要な事業として社協は捉えています。社協の訪問介護事業は、介護保険サービスをきっかけとして、訪問介護員が利用者の生活状況の把握や世帯全体の課題（介護者の虐待、生活困窮、利用者の子どもの引きこもり等）を発掘し、他制度や事業、地域での支援につなぐなど、社協ならではの地域福祉の視点から訪問介護事業を展開しており、今後も社協らしい地域福祉と一体的に展開する訪問介護事業を継続します。

また、障害者総合支援法に基づき、日常生活に支障のある障害者（児）の居宅に、ヘルパーを派遣する居宅介護と重度訪問介護も、地域移行と地域生活を支える重要な事業であり、今後も引き続き継続します。

なお、作東事業所は、平成30年度以降、小規模多機能型居宅介護事業所の増加により、訪問介護の利用者が減少したことに加え、慢性的な登録ヘルパーの人員確保に支障を来していたことから、当初の計画を見直し、令和元年度をもって事業所を閉鎖し、大原事業所に統合することとしました。事業所統合後は、作東事業所の利用者が引き続きサービスを利用できるようサービス実施区域を変更せず、人員配置や事務の効率化を図った上で事業を継続してまいります。

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
訪問介護・ 居宅介護・ 重度訪問 介護事業	大原	事業継続 		令和2年度 作東事業所を統合 		
	作東	令和元年度をもって 事業所を閉鎖。令和2年度 より大原事業所に統合 				
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点						
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業を継続 ・居宅介護、重度訪問介護を継続 ・令和元年度をもって作東事業所を閉鎖し、大原事業所に統合 → 計画通り実施 						
計画の評価（振り返り）				今後の課題・方向性		
令和元年度をもって作東事業所を閉鎖し、大原事業所に統合しました。作東地区以北には、訪問系の事業所がないため、サービス実施区域を現行のまま継続し、在宅福祉サービスのセーフティネットの役割を維持継続します。				事業所の統合後も、慢性的な人手不足が続いており、5年～10年先を見越した事業の存続に向けた取組みが大きな課題になっています。人材確保に向けては、介護職員初任者研修の継続を行政に働きかけるとともに、登録ヘルパーの賃金の見直しも検討する必要があります。		

12. 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業は、現在大原支所で主に大原・東栗倉地域の利用者のケアプランを作成しています。民間事業者の増加に伴い、利用者獲得の激化から利用者が減少し、加えて医療機関との関連性が少ないことによる新規利用者の獲得の難しさ等により、事業経営が厳しい状況にあります。介護支援専門員1名が対応できる利用者は35名で、現行の職員数4名が対応できる利用者は最大で140名になりますが、直近の利用者数は91名と要支援者46名で、適正な人員配置が出来ていない状況です。収支状況の改善を図ることを念頭に、介護支援専門員の人員体制の見直しと事業規模の縮小を図り事業を継続します。

計画策定後、経営改善を図るために、人員体制の見直しや事業の効率化に取り組んで参りましたが、ケアプラン作成件数・事業収入ともに減少が続き事業経営の改善が見通せないため、当初の計画を見直し、令和3年3月31日をもって本事業から撤退し、民間事業者に譲渡することとしました。

それに伴い、特定相談支援事業所「みらい」の計画も見直しを図り、大原居宅介護支援事業所にあった事業所を令和3年3月1日より美作市障害者地域活動支援センターなごみ内に移転することとしました。事業所の移転を契機に、障害者の基本相談の窓口である「なごみ」の相談員が計画相談を兼務することにより、今まで以上に障害分野に特化した専門性の高いサービスの提供を目指します。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護支援事業	令和2年度事業撤退 				
特定相談支援事業	令和3年度より事業所を移転し事業を継続 				
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業を令和2年度末で撤退 → 計画通り実施 ・特定相談支援事業所「みらい」を障害者地域活動支援センターなごみに移転し、専門性の高いサービスを提供する。 → 計画通り実施 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>大原支所で行っていた居宅介護支援事業は、計画通り令和3年3月31日をもって、事業撤退し民間事業者に譲渡しました。</p> <p>事業譲渡にあっては、利用者がスムーズにサービス利用できるよう対処しました。</p> <p>特定相談支援事業所「みらい」は、なごみ内に拠点を移し、障害分野の不足する計画相談サービスの一端を担います。</p>			<p>特定相談支援事業所「みらい」は障害者の基本障害者の相談窓口である障害者地域活動支援センターなごみ内に併設しており、美作市内で不足している計画相談サービスを補完する役割を担います。</p> <p>また、なごみは基幹相談支援センターの機能も有していることから、より専門性の高いサービス提供を目指します。</p>		

重点項目4：障害者(児)の地域生活を支えるサービスの充実

(現状と課題)

社協は、障害者の方の在宅福祉サービスとして、障害者総合支援法に基づく居宅介護や美作市の地域支援事業・地域活動支援センターⅢ型「むぎの会」の受託、障害者等の権利擁護を支援する日常生活自立支援事業、法人後見事業等を実施しています。

美作市の障害者(児)の福祉サービスの利用は年々増加傾向にあり、地域における自立した生活や社会参加に向けた支援を行うためには、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応とサービス基盤や体制のさらなる整備が必要とされています。

また、国においては「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)で、子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、障害福祉分野についても住民団体等によるボランティア活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性が示されています。

このような状況の中で、社協は、地区社協活動やサロン、小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動)など、地域づくりに視点を置いた活動を進めていたため、障害者の地域生活を支える事業に十分な取り組みが出来ていませんでした。

社協が障害者福祉に取り組む意義は、地域との繋がりとネットワークを活かし、住民の障害者理解を進め、当事者と地域社会の繋がりを支援することにあります。

そして、社協が培ってきた地域福祉を関連付けた障害者の地域移行と生活支援を今後どのように取り組み、要望に応じていくのか、その真価が問われています。

(目指すべき方向性)

社協が行ってきた介護保険事業が、在宅福祉サービスの中で一定の役割を果たしてきた今日において、支援の充実が望まれる障害者分野への優先的関わりを社協の進むべき方向として、今後事業展開を図って必要があります。

採算面から民間事業者も参入しにくく、結果として社会資源が不足する領域は、社協が積極的に関わっていかねばならない分野です。

そしてこういった分野で独自に、先駆的に事業化していく営みこそが社協の唯一無二性を示す部分でもあります。

実施計画に掲げる具体的な事業については、事業の採算性や効率性も考慮し、美作市に不足している障害者福祉サービスを、行政協議を重ねながら積極的に取り組みます。

13. 地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の受託運営

美作市が直営で運営している地域活動支援センターⅠ型「なごみ」が企画提案公募型プロポーザルにより、平成30年4月から民間事業者に事業委託することになりました。社協は、障害者福祉サービス参入の先駆けになる事業として、プロポーザルに応募し事業受託を目指します。地域活動支援センター受託にあたっては、障害のある方の日中活動の場の提供、地域交流などの各事業を実施するとともに、センター機能を充実強化するために、次の重点目標を掲げ障害のある方の地域生活支援に取り組めます。

①相談業務の機能を強化するための人員体制

→ 精神保健福祉士・保健師等の専門職を配置します

②利用促進に向けた広報活動

→ 社協広報紙を活用した広報活動に加え、福祉団体や地区社協、集落単位に向けて「なごみ」の周知を行います

③利用率向上に向けた取組み

→ 地区社協の見守り会議や支所機能を活用したアウトリーチを行い、潜在的ニーズを掘り起こし、なごみのサービス利用率の向上を目指します

④日常生活に関する支援や指導業務

→ 本人に必要な障害者福祉サービスや社協の法人後見事業・日援事業などにスムーズに繋げるよう、きめ細やかなサポート体制で支援します。

⑤創作活動・生産活動の機会や地域交流の場の提供

→ ボランティアの協力によるレクリエーションや創作活動、地域住民とのふれあいや交流の機会を提供し、障害者理解につなげます。

⑥地域住民ボランティアの育成

→ 夏のボランティア体験事業の活用や美作市ボランティア連絡協議会の協力を得て、より多くのボランティア活動を受入れる体制を整備します。

美作市社協は、平成30年度から令和2年度までの3年間の障害者地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の事業受託期間を終了し、引き続き令和3年度から令和5年度までの3年間の事業受託が決定しました。

3年間の受託期間中には、地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの受託を令和4年度に控えており、障害者の地域生活への移行に向けた支援や相談支援事業者に対して専門的な指導や助言、人材育成のサポートなどを行い、関係機関の連携強化への取り組みも行ってまいります。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
地域活動支援センター なごみの受託運営	受託運営			受託運営（3 年間）	
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<p>・地域活動支援センター（I型）「なごみ」受託 → 計画通り実施 受託期間：平成30年4月～令和3年3月（第1期） 令和3年4月～令和6年3月（第2期）</p>					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>介護事業の縮小とともに、民間サービスが不足している障害分野への進出を計画に掲げ、令和30年4月より障害者地域活動支援センター「なごみ」をプロポーザルにより受託しました。</p> <p>事業受託当初は、直営で運営していた当時のスタッフが全員退職したため、人員体制の整備に苦慮しましたが、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持った職員を配置し、障害者の相談支援に取り組みました。</p> <p>令和元年7月には、活動拠点を作東長寿センターに移設し、通いの場の充実を図りました。通いの場では様々な創作活動の機会の提供や社会との交流促進、当事者活動の支援を行いました。</p> <p>令和3年度からは特定相談支援事業所「みらい」を併設、市内に不足する計画相談事業所の補完的な役割を担っています。</p> <p>更に令和4年度には基幹相談支援センター業務を受託し、専門的な相談支援の実施や相談支援事業所からの相談等に対応するなど、障害分野の相談支援の中核を担う機関としての役割を果たしています。</p>			<p>引き続き、障害者地域活動支援センター業務、基幹相談支援センター業務を受託し、障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する相談等の業務を総合的に行い、職員の専門性の向上を図ります。</p> <p>また、令和4年度より受託した重層的支援体制整備事業により、従来の障害者に特化した相談だけではなく、その世帯が抱えるあらゆる相談に対応する包括的相談窓口として、相談を受け止め、必要なサービスや支援につなげていきます。</p> <p>また、障害者が地域で活躍できる機会や場を創出するなど、社協CSW、地域住民と共に地域づくりに取り組みます。</p>		

14. 地域活動支援Ⅰ型「なごみ」とⅢ型「むぎの会」の一体的な運営

本会は、平成30年度地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の受託にあたり、設置場所を「むぎの会」がある多目的ホールに移転し、Ⅰ型とⅢ型の一体的な事業運営を提案します。多目的ホールは、子供から高齢者まで幅広い層の地域住民が利用する福祉活動の拠点で、障害者の方の社会参加の機会や市民とのふれあいの場の提供が可能になります。また、利用者の状態により、Ⅰ型からⅢ型へのスムーズなサービス利用の移行が図られるとともに、効率的な人員配置による人件費削減とサービスの向上に向けた効率的な事業運営に取り組むことができることから、美作市と協議し、多目的ホールでⅠ型とⅢ型の一体的な事業運営を目指します。

計画策定後、事業実施1年目が経過し、通いの場の利用者の安全面の確保と施設の構造上の問題を改善する必要が出たため、障害者地域活動支援センターⅠ型「なごみ」を令和元年7月1日に作東総合支所から作東長寿センター1階に移設することになりました。これによりⅠ型とⅢ型の統合計画は中止になりました。作東長寿センターへの移設により、利用者の利便性と安全性が図られるとともに、通いの場のメニューの充実や入浴利用者への対応も可能になり、通いの場の利用者は大幅な増員に繋がりました。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域活動支援センターⅠ型とⅢ型の一体的な運営	地域活動支援センターⅠ型「なごみ」受託運営		地域活動支援センターⅠ型「なごみ」受託運営		
			地域活動支援センターⅠ型「なごみ」を作東長寿センターに移設		
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> • 当初の計画を中止し、Ⅰ型を令和元年7月1日に作東長寿センターへ移設 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>平成30年度地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の受託にあたり、設置場所を「むぎの会」がある多目的ホールに移転し、Ⅰ型とⅢ型の一体的な事業運営を計画しておりました。</p> <p>しかし、令和元年に地域活動支援センターなごみを作東長寿センターに移設したことにより、なごみとむぎの会の統合計画は中止になりました。</p>			<p>地域活動支援センターなごみは作東長寿センターで、基幹相談支援センター業務を兼ね、障害者の相談支援の中核的な役割担います。</p> <p>むぎの会は、多目的ホールにおいて、在宅で生活する障害者が軽作業を通じて生活リズムを作り、対人関係の改善や社会に適應する力を養う作業所として運営を継続します。更になごみと連携し、利用者ニーズに応じたメニューを取り入れ、それぞれの利用者の次のステップにつながるよう取り組みます。</p>		

15. 生活介護(通所型)事業所の開設

美作市の障害者日中活動系サービスの中で、生活介護（通所型）は事業所の参入がないため、介護保険の通所介護事業所7か所が基準該当サービスで補完的に受入をしています。現在、市外の生活介護（通所型）事業所利用者は約40名おり、当事者や家族の方から、市内に事業所の設置を要望する声が多く寄せられています。

このような状況の中で、社協は、民間事業所の参入が進んでいない生活介護（通所型）事業所を市内に開設し、障害者の地域生活を支援するセーフティネットとして、その役割を積極的に担っていきたいと考えます。

しかし、生活介護（通所型）事業の参入には、業務量に見合った介護報酬体系になっていないため、介護保険事業所のような収入を見込めない状況にあり、採算性の確保という大きなリスクを抱えることとなります。開設に当たっては、利用者確保の営業活動や病院・関係機関への広報活動、有資格者の人材確保と職員研修・人材育成、備品購入・施設整備に関する行政協議等多くの課題があり、2年間の準備期間を設け平成32年4月開設を目途とします。

なお、開設場所の候補地には、平成30年3月末で事業を終了した作東通所介護事業所の跡地（作東高齢者福祉センター1階）が適しており、指定管理等に伴う行政との協議を行いながら、事業所開設を進めて参ります。

平成30年度に、近隣市町村の生活介護事業所や障害者施設を視察した結果、開設を計画していた作東高齢者福祉センター1階では敷地面積が狭く、施設改修や備品整備等に多額の費用を要するため、事業所開設の計画は中止します。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
生活介護（通所型） 事業所の開設	計 画 中 止				

16. 障害者(児)の幅広い受け皿として日中一時支援事業を実施

日中一時支援事業は、長期休暇中の一時預かりや家族の就労支援、障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息の時間を提供し、介護の身体的・精神的な負担の軽減を図るサービスで、美作市における年間の利用日数は700日前後、利用実人数は約20人で推移しています。

しかし、生活介護同様に民間事業者の参入が少なく、当事者や家族の方から、市内で気軽に利用できる環境整備を求める声が多く寄せられています。生活介護事業所は障害児の受入れが原則困難であるため、平成32年4月開設に合わせ、日中一時支援事業を一体的に実施します。

生活介護事業所開設の計画中止に伴い、日中一時支援事業の計画も中止します。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
日中一時支援事業の実施	計 画 中 止				

17. 障害者等の緊急時の受入れや体験の機会と場を提供できる居住支援の拠点整備

障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えた様々なニーズに切れ目なく対応するために、国においては地域生活拠点等の整備を進め、地域における生活の維持及び継続の推進が検討されています。

美作市においても、障害者(児)の緊急時の受入れ対応や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供できる拠点整備に取り組む必要があります。

社協は、平成32年4月に作東高齢者生活福祉センター1階に、生活介護(通所型)と日中一時支援を開設するに当たり、当該施設2階居室(8部屋)部分を障害者等の緊急時や夜間の受入れ、体験の機会と場を提供できる居住支援の拠点として活用することを提案します。拠点整備に向けては、サービス提供に関わる人員体制や地域生活を支援し、総合調整を図るコーディネーターの配置等多くの課題があり、行政との協議をお願いします。

障害者の居住支援の拠点整備については、障害者の重度化・高齢化や親の高齢化、親亡き後を見据えての対応として、相談支援、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等の機能を集約して実施するものです。美作市は、障害者の地域生活の支援拠点の整備を、勝英自立支援協議会等で関係機関などの参画のもと検討していくことになり、行政との協議、事業化検討は中止になりました。

※ 美作市障がい福祉計画(第6期)、美作市障がい児福祉計画(第2期)抜粋

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
障害者の居住支援の拠点整備	計 画 中 止				

18. 地域共生社会の実現を目指す

「招(商)福連携による移動販売モデル事業」の実施

社協は、「マルナカ美作店」や勝英管内の就労継続支援事業所等の参画を募り、「招(商)福連携による移動販売事業」を、モデル事業として令和3年7月より実施します。

本事業は、民間の移動販売事業者や商店、勝英管内の就労継続支援事業所等が、高齢者や買い物難民の多い地域へ、食料品や日用品、事業所で収穫した野菜・加工品等を移動販売により届けるとともに、移動販売車のスタッフとして障害のある人や引きこもり、ニート等生活に課題を抱える人が、販売員や補助員として社会参加や就労体験する機会を提供する、商業の活性化と福祉の充実を図る新しい仕組みです。

これまで、サービスを受ける側(支えられる側)であった障害のある人等が、移動販売を通じて地域の高齢者を支える側になることで、地域の中で役割を持って共に暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。美作市社協からは、障害者地域活動支援センター「なごみ」の利用者の社会参加の場を提供するために、毎月2回、移動販売の販売補助員として定期的に参加することになりました。また、移動販売車に美作市社協や地域包括支援センターの専門職員も定期的に同行し、市民の様々な相談に対応する「出前相談」を行い、困りごとを抱える世帯や個人の早期発見・早期対応の環境づくりにも取り組んで参ります。

「招(商)福連携による移動販売モデル事業」には、事業の趣旨に賛同する就労継続支援事業所や個人事業主等が参加し、東粟倉地域をモデル地区に令和3年7月13日より事業を開始することになりました。

今後も、商業と福祉、農業と福祉等多様な組織や団体と協働し、障害者の社会参加や就労体験の機会を提供する事業の開拓に取り組んでまいります。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
招(商)福連携による移動販売モデル事業の実施			準備期間 	事業実施 	
重要目標達成指標 (KGI) 令和5年3月末時点					
障害者等の参加者数：147人 → 78人 (内訳) 障害者地域活動支援センターなごみ利用者：84人(2人×2回×21カ月) 55人 就労継続支援事業所利用者：63人(1人×3事業所×21カ月) 23人					
計画の評価(振り返り)			今後の課題・方向性		
令和3年7月より高齢者等の買い物困難者への支援と障害者等の社会参加・障害者理解、市民が気軽に困りごとを相談できる環境づくりの3つの異なる課題に移動販売を通じて「商業と福祉」が連携し解決を試みる「招(商)福連携によ			引き続き、移動販売を通じてサービスを受ける側(支えられる側)であった障害のある人等が、移動販売を通じて地域の高齢者を支える側になることで、地域の中で役割を持って共に暮らせる「地域共生社会」の実現を目指し		

<p>る移動販売モデル事業」を開始しました。</p> <p>民間の移動販売業者（マルナカ美作店）や就労継続支援事業所が東栗倉地域へ食料品等を移動販売により届け、障害者等が移動販売のスタッフとして参加し就労体験する機会を提供しました。</p> <p>移動販売には社協 CSW や地域包括支援センターの職員も同行し、「出前相談」として困りごとの相談に対応しました。移動販売に参加したひきこもり等の若者による「スマートフォン相談」や「犬の散歩代行」等地域住民のちょっとした困りごとの解決にも取り組みました。</p> <p>令和4年度は、「赤い羽根福祉基金 2022 年度事業」の助成を受けたことにより、事業の充実を図ることができました。</p>	<p>ます。</p> <p>ひきこもりや障害を抱えた人の社会参加の場に位置付け、地域住民の困りごとに対応したり、地域のサロンに参加するなど、地域住民と触れ合うことにより地域社会での役割を体験できるよう、また中間就労として参加し、次へのステップにつながるような活動を目指します。</p>
---	--

重点項目5：地区社協活動の支援と福祉教育の推進

（現状と課題）

自分たちの住む地域をより良くするためには、行政施策はもとより市民の力が 必要不可欠です。社協は、合併以降、自らが考えて行動し、力を合わせて課題解決に取り組むための地域住民による福祉組織として、市内全域の自治振興協議会単位に 31 地区社協を組織化しております。

社協は、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる福祉のまちづくりを推進するために、「福社会議事業」と「おたがいさまネット事業」の二つの主要事業を柱に、地区社協の活動支援を行っています。

「福社会議事業」は、地区社協で年3回以上、地域の福祉関係者が一堂に会し、福祉課題の協議と解決に向けた活動計画書を毎年策定し評価するもので、住民が地域課題を自らの課題として捉える機会になっています。

「おたがいさまネット事業」は、地区社協内の集落単位で、住宅地図を使って支援を必要とする高齢者等の拾いだしと地域住民による定期的な見守りやちょっとした困り事への対応等により、抜け漏れのない見守り活動が行われています。

しかし、この二つの事業で取り上げる地域の課題や支援対象者等は、独居高齢者や高齢者世帯が中心になっており、地域で埋もれている引きこもりやニート、子どもの貧困、障害者、複数の課題を抱える世帯などへの支援までには至っていないという課題があります。また、これらの支援対象者は、地域で孤立しているケースが多く、地域住民も一定の距離を置き、自分たちの地域の問題・課題として理解していても、解決に繋がっていないのが現状です。

（目指すべき方向性）

社協は、地区社協活動の在り方を見直し、従来の高齢者支援を中心とした地域づくりの活動に加え、複雑化する住民課題、特に制度の狭間で支援を必要とする人たちの問題を住民が「我が事」として捉え、新たな地域課題への気づきが持てるよう、活動範囲の拡充を図ります。

また、地区社協活動を推進するためには、地域住民の理解と協力が必要です。地域では「後継者がいない。」「担い手がいない。」など、これまでの体制では福祉活動を維持できない地域も出ています。今後は、地域福祉の大切さや地域課題の現状が理解され、住民の地域福祉活動への参加を促すために、子どもから大人まで全ての市民に向けた福祉教育や学習の場を積極的に展開します。

19. 「福社会議事業」と「おたがいさまネット事業」による 課題発見機能の強化(課題発見機能と連携機能の充実)

引きこもりやニート、子どもの貧困、地域の支援が必要な障害者、複数の課題を抱える世帯などの問題は、適切な福祉サービスに繋がりにくいケースが多く、社協が積極的に関わっていかねばならない領域です。

社協は、「福社会議事業」や「おたがいさまネット事業」の中で、これらの対象者への住民の誤解や偏見を解き、自分たちの地域課題として受け止められるよう働きかけながら、対応策を住民と一緒に考える取組みを展開します。

支援対象者が地域から上がってきた場合は、行政関係者や社協、近隣住民で支援方法を協議する「ご近所会議」を必要に応じて集落単位で行い、地区社協でこれらの問題を掘り起し支える活動が出来るよう機能強化を図ります。現在市内には、「美作お助け隊」や「山村エンタープライズ」、NPO団体等の新たな社会資源や「勝英自立支援協議会」の障害者支援機関があります。社協は、この多様な社会資源を、住民の「気づき」を活かした福祉ニーズに繋ぎ、解決や支援に繋がる仕組みを構築します。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
福社会議事業と おたがいさまネット 事業による課題発見 機能の強化	「福社会議」と「おたがいさまネット事業」の継続 				
	「美作お助け隊」「山村エンタープライズ」「勝英自立支援協議会」等、多様な社会資源と地区社協の新たな連携 				
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> ・「福社会議」と「おたがいさまネット事業」の継続 ・「福社会議」実施地区社協：30 地区 → 31 地区 → 30地区 ・「おたがいさまネット事業」実施地区社協：30 地区 → 31 地区 → 30地区 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>地区社協の「福社会議」で地域福祉講座を開催し、引きこもりやニート、子どもの貧困等、地域に埋もれている課題があることの理解を促し、「見守り会議」では対象となる世帯の拾い出しや情報共有を行いました。また、必要に応じて職員や隣近所の関係者が集まり、具体的な支援について話し合いました。</p> <p>一方で、令和2年度からはコロナ禍により、様々な福祉活動が自粛され、多くの地区社協で会</p>			<p>コロナ禍により長期の開催自粛から開催困難となっている地区社協に対して、コロナ以前に戻れるよう働きかけ、「地区ケア会議（福社会議）」や「見守り会議」を通じて、潜在化する課題に住民が気づき、必要な支援につなぎ早期に解決できるよう取り組みます。</p> <p>地区ケア会議（福社会議）については今まで、地区社協の事業として単独で行われており、地域単位で行われている地域ケア会議、市</p>		

<p>議が中止されました。長期間の活動自粛や役員の交代等により、会議の開催が困難になっている地区社協もありました。</p>	<p>全域の美作市地域ケア会議と繋がりがなく、福祉会議で把握した住民ニーズが行政に届き、解決に必要なサービスや政策が作られる仕組みになっていませんでした。</p> <p>今後は、従来の会議のあり方を見直し、地区、地域、市の三層で行われているケア会議が連動し、地域包括ケアシステムの中核を担い、機能するような取り組みを展開します。</p>
---	--

20. 地域住民・福祉団体・企業等に向けた「地域福祉講座」の開催

地域共生社会に向けて、地域のあらゆる福祉課題や生活課題を他人事から自分のことへ、自分たちの地域へと意識が持てるよう、地域住民・福祉関係者・企業等に向けた「地域福祉講座」を開催し、主体的に福祉活動に参加するきっかけを作ります。プログラム作成に当たっては、地区社協・福祉関係者・当事者団体の参加を募り、プロジェクトチームを設置します

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域住民・福祉団体 ・企業等に向けた 地域福祉講座開催	地域福祉講座 の取組に関する調査 				
	講座資料・メニュー作成 				
				地域住民・福祉団体・企業に向けた 「地域福祉講座」の開催 	
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<p>①地域福祉講座資料・メニュー策定（子どもの貧困、8050問題） メニュー策定済み</p> <p>②市民に向けた広報活動：489回 → 24回（401人）</p> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協向けの説明会：93回（31地区 × 3回） ・福祉団体向けの説明会：18回（6団体 × 3回） （民生委員・栄養委員・愛育委員・ボランティア・老人クラブ・身障協会） ・サロン向けの説明会：360回（180か所 × 2回） ・サロン代表者向けの説明会：18回（6地域 × 3回） 					

計画の評価（振り返り）	今後の課題・方向性
<p>生活困窮や障害者の地域生活等様々な地域課題への住民の新たな気づきや活動を促すために市内共通のテーマを設けて地区社協の福祉会議で地域福祉講座を行いました。</p> <p>「子どもの貧困」「ひきこもりと8050問題」をテーマに職員がパワーポイントの資料を作成し、地区社協の福祉会議でグループワーク形式の研修会を計画しましたが、コロナ禍により地区社協活動が自粛され、地域福祉講座は24会場401人の参加に留まりました。</p>	<p>地区社協福祉会議で話し合われる課題は、高齢者に偏っており、地域には表面化していない様々な福祉課題が埋もれていることの理解までには至っていません。</p> <p>貧困や引きこもり等、他人事として捉えている課題を自分のこととして捉えることができるように、市内の身近な事例を紹介したり、グループワークの話し合いの中から、新たな気づきや活動につながるような地域福祉講座を継続して行います。</p>

21. 市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の推進

市内の小学生・中学生・高校生を対象に、『将来の地域福祉の担い手を地域ぐるみで育む』地域を基盤とした福祉教育の充実に取り組みます。

学校と社協の二者関係で行っていた高齢者疑似体験や点字点訳、車いす体験等の福祉教育に加え、子どもへの福祉教育を学校と地域の両輪をもって、協働実践する手法を取り入れた体験型福祉教育を推進します。

小・中・高校生が居住地で地区住民との体験を通じた魅力ある体験型福祉教育の新たなメニューの開発に着手し、世代を超えた交流と思いやりのこころの醸成を積極的に推進します。

福祉教育に関する調査・研究として、教育現場が求める福祉教育の実態調査と聞き取りアンケートを市内小中学校で行い、令和2年度に体験型プログラムを取り入れた「福祉教育ガイドブック」の小学校編と中学校編を作成しました。

ガイドブックは福祉教育に取り組んでいる小中学校の先生と協議し、福祉教育を通じて子供の自主性を育み、自ら考え行動するアクティブラーニングや実際に自分たちが住む地域でボランティア活動を実践するサービ斯拉ーニングの手法を取り入れたプログラムになっています。

また、授業の進め方や時間配分、ねらい、生徒に気付いてほしいポイント、生徒が自ら考える取り組みなど、美作市社協が提供できる社会資源だけでなく、活動の場を地域に目を向け授業にどのように活用できるかを具体的に提案する内容で、ガイドブックを活用することによって、限られた時間の中でより効果的に福祉教育を進めていくことが出来るようになりました。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の推進	福祉教育に関する調査研究 	福祉教育ガイドブックの策定（小・中学校編） 			

		市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の実施 
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点		
<p>① 体験型福祉教育プログラムの策定（小学生用と中学生用） → 策定済み</p> <p>② 地域福祉講座の開催：45回 → 24回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校に向けた福祉教育：42回（小学校9校×3）＋（中学校5校×3） → 54回：38校 ・林野高校に向けた福祉教育：3回 → 未実施 		
計画の評価（振り返り）		今後の課題・方向性
<p>小中学校の先生と協議し、サービスマーケティング等を取り入れた「福祉教育ガイドブック」の小学校編・中学校編を作成し、市内の小中学校に配布、福祉教育を効果的に進めていけるよう活用しました。</p> <p>また、社協だけでなく社福法人職員と車いす体験を行ったり、地区社協の友愛訪問に同行するなど関係機関と協働で福祉教育を実施することができました。</p> <p>障害者地域活動支援センター「なごみ」では、小中学校の福祉教育で障害者理解を広めるボランティア「美作えがお広めたい」を養成しました。</p> <p>林野高校での福祉教育は実施できませんでした。</p>		<p>従来の高齢者体験や車いす体験だけでなく、地区社協等と連携した福祉教育を増やすことで、地域福祉について自ら考え・行動できるような福祉教育の実践を目指し、地域福祉の担い手を育成します。</p> <p>社協職員だけではなく、社福法人や地区社協、当事者やボランティア等様々な団体・個人と協働で福祉教育の推進に取り組みます。</p> <p>校園長会で福祉教育について周知するとともに、福祉教育の事例集を作成し、地域共生社会の実現を目指した福祉教育の内容をより具体的に示し、担当教員と社協職員がスムーズに連携できるような関係作りに取り組みます。</p>

重点項目6：市民参加によるたすけあい活動の推進

（現状と課題）

現在、地域活動の多くは元気な中高年層によって支えられているのが現状です。

しかし、地域では、少子高齢化や人口減少等により担い手不足が問題になっており、地区社協のたすけあい活動などの継続を不安視する声もあります。

社協は、65歳以上でも元気な高齢者が多いことから、平成30年度から、地区社協活動の支援対象である高齢者の定義を65歳以上から75歳以上に変更し、65歳以上で支援対象者となるのではなく、元気なうちはいつまでも地域で活躍できるよう事業の見直しを行いました。

しかし、人口減少だけが担い手不足の原因ではありません。最近では、価値観や就労形態の多様化などにより、多くの中高年層は、社会との繋がりが仕事中心となっており、以前より地域社会との繋がりが希薄化しています。実際に、美作市の65歳以上の就業者率は22.1%で、高齢者の5人に一人が就業しており、全国や県平均を上回っていることも、地区社協活動やボランティアの担い手不足の要因になっていると思われます。

高齢になっても、就労を継続することは、経済的な安定だけではなく、本人の生きがいや介護予防にも繋がるなど、多くのメリットがあります。一方で、社会との繋がりが仕事中心の方は、仕事を退職した後、地域社会から孤立してしまうケースもあります。

これらのことから、いわゆる「団塊の世代」の方が、地域活動へ主体的に参加できる仕組みづくりは、本人の生きがいの創造のみならず、担い手不足となっている地域活動において大きな課題になっています。また、近年は、個人志向の高まりや価値観の多様化が進み、自己の目的に沿う事業への参加は活発である反面、地域組織活動への参加や、自らが企画・立案し社会貢献をしようという姿勢は消極的であることなどから、これまでとは違ったアプローチによる担い手の確保が、地域づくり・ボランティア推進においては課題となっています。

（目指すべき方向性）

高齢化が進行し、支える側が減少し、支えられる側が増える美作市において、今後も市民参加によるたすけあい活動を推進するためには、「団塊の世代」を中心とする、新たな担い手を増やしていくことが重要です。

そのためには、地域に応じた住民の創意と工夫による地域福祉活動への参加を促進するとともに、個人がその価値観や意欲、能力を活かせる活動を事業化し、市民参加の機会を提供します。

22. 人工透析患者の福祉有償運送事業利用促進

社協は、高齢や身体の障害等により（要介護認定者 3～5、身障手帳保持者 1～3 級）、公共交通機関の利用が困難な移動に制約のある方の在宅生活を支援するため、福祉有償運送事業を行っています。社協の福祉有償運送事業の位置づけは、市内事業者の民業圧迫にならない範囲で実施することとしており、積極的な広報活動も行っていません。

現在、利用登録者数は 18 人で、利用目的は通院が主なものとなっており、平成 28 年度の利用実績は 185 件で、そのうち 135 件が人工透析患者の利用になっています。

現在市内には、人工透析治療ができる病院がなく、約 90 名の患者の中で通院に困難をきたす方への支援が必要なことから、人工透析患者への福祉有償運送事業の利用促進に取り組めます。平成 30 年度より、利用希望者を募り、通院患者の相乗りや料金体系の見直し、ゾーン制運賃の新設を検討し、限られた輸送力を有効に活用し、市民のモビリティ確保に貢献します。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
人工透析患者の 福祉有償運送事業 利用促進	会員登録の募集				
	事業の実施と運転手の養成				
重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点					
・会員登録者数：18 名 → 38 名 → 23 名					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>美作市が人工透析治療を受けている方を対象に、通院交通手段に関するアンケート調査を行いました。回答のあった 11 名に市社協から事業説明し聞き取り調査した結果、利用希望、登録のみがそれぞれ 1 名ずつありました。</p> <p>利用者の相乗りや料金体系について検討しましたが、効率的な運用ができないことや民業圧迫になる恐れがあるため、現状維持としました。</p> <p>令和 2 年度より美作市タクシー利用補助事業が実施されたことにより、本事業の利用件数が減少しました。</p>			<p>昨今のガソリン代の高騰や最低賃金の上昇もあって、事業の収支バランスが悪化しており、現行の利用料の改訂を検討する必要があります。</p> <p>また、福祉移送サービス事業は、外出困難者のセーフティネットの役割を担ってきましたが、美作市タクシー利用補助事業が定着してきていることから、利用料の改訂と併せ、登録期限の令和 7 年 3 月までに事業継続について方針を決定します。</p>		

23. 認知症カフェの普及及び活動支援

超高齢化社会を迎え、認知症は最重要課題の一つになっています。特に85歳以上の4人に1人は、その症状があると言われており、年々患者数は増えています。

認知症は周囲の正しい理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことが可能な病気で、地域でどのように支えていくかが課題となっています。

社協は、現在活動中の認知症サポーターやキャラバンメイトに「認知症カフェ」の立ち上げや運営スタッフとして協力が得られるよう働きかけ、地区社協を運営主体に認知症カフェの設置普及と活動支援に取り組めます。

また、男性介護者や若年性認知症者の家族など、新たなつながりを求める当事者の声を拾い上げ、同じ地域に住む住民が集いの場を提供できる仕組みを検討します。

「認知症カフェ」の立ち上げは、地域包括支援センター受託に合わせ令和2年度より地区社協を運営主体で働きかけ実施する計画を立てていましたが、美作市との受託協議において、美作市が直営で引き続き本事業を継続することになりました。美作市社協は、活動中の認知症カフェへの運営支援に協力をするとともに、未設置地区においては、美作市保健福祉部や地区社協等と連携し、新規立ち上げに積極的に協力して参ります。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認知症カフェの普及と活動支援		調査研究 			
			認知症カフェ等の普及及び活動支援 		
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> 認知症カフェ設置数：2か所 → 6か所 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>「認知症カフェ」については、美作市が直営で行っており、大原・東粟倉、美作、作東、英田地域でキャラバンメイトを中心に運営が行われています。</p> <p>「認知症カフェ」には行政の保健師が専門職として参加、地域包括支援センター職員はキャラバンメイトとして、随時参加しました。</p> <p>勝田地域が未設置となっていますが、新規立ち上げに向けての協議はできませんでした。</p>			<p>各地域で行われている「認知症カフェ」に地域包括支援センター職員も積極的に参加し、参加者のあらゆる相談に対応します。</p> <p>地区社協の地区ケア会議（福祉会議）等で地域福祉講座や徘徊模擬訓練等を実施し、認知症について正しく理解し、地域で見守れる体制づくりを推進します。</p> <p>未設置地域においては、美作市保健福祉部や地区社協と連携し、新規立ち上げに協力します。</p>		

24. 遺贈と空き家活用による地域福祉の拠点づくり

独居世帯の増加や地域社会の構造的な変化を背景に、エンディングノートに象徴される「終活」への関心が広がる中、社会貢献意識の高まりと相まって、個人の遺産を地域社会に活かしたいという人が増えています。

また、相続問題や入院・入所等によって発生する空き家が、美作市でも増え続けています。

社協は、**遺贈・遺産の新たな寄附活用**の在り方を市民に示し、「遺産を地域のために」という市民の思いを形にするための受け皿となる仕組みを作り、不動産や預貯金を含めた遺産を、社協が取り組む地域課題の解決に向けた事業に活用し、地域福祉の推進を図ります。

不動産の遺贈は、サロンやカフェといった地域福祉活動による利用や居場所づくり、障害者世帯や生活困窮世帯等に対する貸与などの福祉転用を検討・実施します。

事業化にあたり、平成30年度に、遺贈・遺産の新たな寄附活用を協議する「寄附・遺贈事業のあり方検討会」を本会職員で立ち上げ、先進地社協の視察や聞き取りによる調査・研究を行いました。不動産遺贈には、譲渡時に発生する多額の修繕、維持管理費の経費を負担することになり、負の遺産を抱え込む可能性が高いことや不動産取得後の税控除を受けるためには公益目的事業に2年以内に活用する必要がある等、様々な問題があります。

また、不動産に関する専門性の高い分野に精通した人材が必要であり、現状での事業実施は困難と判断し、空き家活用による地域福祉の拠点づくりの事業化は令和元年度で計画を中止することとしました。

市民の地域貢献・社会貢献の思いを形にするための受け皿となる仕組みを作るために、市民の関心が高い「終活」に関する情報を掲載した改訂版「わたしの生き方ノート」の作成と終活に関するパワーポイントの資料を作成し、高齢者サロン等で出前講座を開催することとしました。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
遺贈と空き家活用による地域福祉の拠点づくり	調査研究 		計 画 中 止		

25. 市民や企業、団体等からの寄附を募るファンドレイジングを活用した「子ども応援夢基金」の創設

行政の補助金や委託金だけでは解決できない制度の狭間の福祉課題を、多くの人に伝え、有効な解決策を提案し、理解と共感と参加を得て課題解決に取り組むために、市民や企業、団体等からの寄附を募るファンドレイジング（資金調達）を活用した新たな事業を創設します。

ファンドレイジングを、住民や企業、団体等との協働で課題解決に取り組む一つのツールとして捉え、寄附金が社会を変える力となることを伝えます。

美作市社協は、ファンドレイジングを活用した新たな事業として、令和2年8月1日に生活困窮世帯の子どもたちの支援に特化した「子ども応援夢基金」を創設しました。

この基金は、制度の狭間で支援が行き届かない生活困窮世帯の子どもの実態を市民や市内企業、団体等に伝え、寄附を通じて社会貢献や地域貢献の機会をファンドレイジングにより提供し、義務教育の中で行われている就学援助制度の支援から外れる就学や就職に必要な経費の一部を無利子で貸付けをすることにより、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切る新たな仕組みです。

事業化に向けては、美作市保健福祉部と教育委員会を交え、現行の制度ではカバーできない生活困窮世帯の子どもたちの支援について、基金の対象者、活用方法、貸付条件等を協議しました。

貸付けの種類は4種類設定し、入学時に必要な経費である通学費用や教材、制服等の購入資金、小・中・高校の修学旅行費、普通自動車及び原動機付自転車免許取得に必要な経費、就職に必要な健康診断やスーツ等の購入資金を貸付することとしました。

貸付対象者は、美作市社協の家計改善支援員と生活の改善と家計の立て直しを図る「家計改善支援プラン」の作成を受けた世帯の保護者等で、貸付額は子ども一人に対し1回20万円以内で、貸付利息は無利子、償還期間は原則3年以内、据置期間6ヶ月以内としました。基金の目標額は500万円、寄附募集期間は令和2年8月1日から令和7年3月31日までの5か年としました。

「子ども応援夢基金」は、事業開始1年目から多額の寄附金が寄せられ（令和3年3月末時点で約320万円）れ、年度途中より資金の貸付を開始し、普通自動車免許取得に必要な経費20万円の貸付けが出来ました。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
子ども応援 夢基金の創設	調査研究 				
		広報活動 			
				基金の創設・寄附金募集 	
				資金貸付の実施 	

重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点	
<ul style="list-style-type: none"> 子ども応援夢基金寄附金実績額：500万円 → 5,045,752円（令和5年7月末終了） 資金貸付延べ件数及び貸付総額：20件：400万円 → 7件：1,291,300円 	
計画の評価（振り返り）	今後の課題・方向性
<p>本事業の目的や主旨を市民や市内企業、団体等に伝えた結果、多くの賛同をいただき、令和5年4月に当初の目的額の500万円を達成し、令和5年7月末で寄附の受付を終了しました。</p> <p>現在、貸付件数7件、総額1,291,300円を貸し付けており、生活困窮世帯の子どもたちとその世帯や保護者を含めた生活支援を行っています。</p> <p>貸付については、「子ども応援夢基金貸付審査会」を設置し、貸付の可否について審査を行いました。</p>	<p>引き続き、制度の狭間で支援が行き届かない生活困窮世帯の子どもたちに貸し付けることにより、家計改善支援事業を併せて実施し、親から子への貧困の連鎖を断ち切れるよう、貸付事業を継続していきます。</p> <p>市内の小中高校や関係機関に本事業を周知し、貸付の利用促進に取り組みます。</p>

26. 一時里親バンク登録事業の実施

子どもの成長・発達にとって家庭での生活は、最も自然な環境であり、児童福祉法では、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対しても、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとされています。

また、平成29年8月に厚生労働省が公表した「新たな社会的養育ビジョン」では、今後の具体的な目標として、①就学前の子どもは、原則として施設への新規措置入所の停止②3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）するという目標が示されました。戦後数十年続いてきた施設偏重の社会的養護から、特別養子縁組や里親・ファミリーホーム等を中心とした家庭環境に近い養育環境を整えることが、全国的に喫緊の課題となっています。

一方で、里親制度の普及啓発を業務としている都道府県（児童相談所）は、これまでも、様々な普及啓発活動を実施していますが、現在、美作市で里親として受け入れを行える家庭は4世帯に留まっており、全く足りていない現状とのことです。その要因として、児童相談所は、地域との関わりが多いとは言えないこと、また、里親という制度が一般的でないこと、その責任の重さから養成講座の参加にまで踏み込めないことなどがあると思われます。

このようなことから、児童相談所、美作市等関係機関と協働し、社協が窓口となり、一時里親制

度（長期休暇等に数日間児童養護施設等で生活している子どもたちを預かる県単事業）を活用し、多くの市民が実際に里親制度に関われる機会を提供しながら、一時里親の中から養育里親を養成するなど、段階的に里親を養成する仕組みとして、「一時里親バンク登録事業」に取り組めます。

平成30年度に本会職員1名が、養育・養子縁組里親研修を受講修了し、津山児童相談所から里親の認定・登録を受けました。令和2年度には、当該職員が一時里親の実践体験をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため自宅での受入れができませんでした。

また、一時里親の募集と養成についても、ボランティア活動の受入れ先である津山市の立正青葉学園がコロナ禍により対応できないため、令和4年度以降に延期することになりました。令和4年度以降は、里親制度の啓発チラシを作成し、市民に向けた広報活やファミリーサポートセンターの提供会員等に一時里親のボランティア募集を行い、児童相談所の一時里親バンク登録者の養成に取り組めます。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
一時里親バンク登録事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・本会職員の里親認定・登録 ・一時里親の調査研究 				
					一時里親の募集と養成 
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> ・一時里親養成研修の開催（令和4年度） → 令和5年2月3日実施 13名受講 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>平成30年度に本会職員1名が養育・養子縁組里親研修を受講し、認定登録を受け、一時里親の実践体験の予定でしたが、コロナ禍により中止となりました。</p> <p>令和4年度には主任児童委員、ファミリーサポート提供会員等を対象に里親制度説明会を開催し、13名が参加しました。親と離れて暮らす子供たちの現状や児童養護施設の説明、里親の体験発表を聞き、理解につながりました。</p> <p>里親になるためには様々な条件があり、何よりも家族の理解が必須です。中には発達障害の子どもたちもあり、受け入れ家族全員の理解も必要となります。今回の研修を通じて制度理解にはつながりましたが、里親として活動するには至りませんでした。</p>			<p>本事業を通じて制度理解にはつながりましたが、条件や家族の理解が必要なため、里親の登録・活動までには至りませんでした。</p> <p>今後は、啓発資料を基に市民に向けた広報活動を継続します。</p>		

重点項目7：法人後見機能と権利擁護活動の充実

（現状と課題）

認知症、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送るため保護、支援をする「成年後見制度」の利用ニーズは、認知症高齢者の増加や障害者の地域移行とともに年々増えています。

しかし、制度の理解が十分に図られていないことや、申立人や後見人等候補者の受け皿不足等の理由から、制度を必要な人が必ずしも利用に結び付いていない状況が全国的にあります。

今回、法人後見を計画に位置付けた背景には、高齢者に対する後見人の必要性と同様に、障害者、特に知的・精神障害者が置かれた現状と将来への不安、広く言われている「親亡き後」をどうサポートするかという深刻な課題があるからです。

知的・精神障害者への支援は、その支援期間が数十年に及ぶことや、「日常生活の見守りと福祉サービス利用支援」を重点的に行う必要があることなどから、社会福祉分野に精通した者が、本人に近い距離で、長期間に渡って関わり続けることが重要と言われており、社協のような公益法人が組織として法人後見事業に取り組むことで継続性を確保し、一定数の知的・精神障害者の後見需要にも応えていくことが重要です。

社協は、平成27年から「法人後見事業」を立ち上げ、成年後見人等として、受任を行っていますが、まだまだ始まったばかりであり、今後増加する需要に対応するためには、成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実を図る必要があると考えています。

（目指すべき方向性）

地域の総合的な権利擁護支援体制の構築には、アクセスのしやすさ、分かりやすさが確保できる「権利擁護センター」の設置が有効とされています。

社協は、令和2年度から、支所を基本拠点とした権利擁護センターの受託をしたいと考えています。そして、この「権利擁護センター」の役割のひとつとして、成年後見制度の普及・啓発に取り組みたいと考えています。

そのためには、これまで進めてきた住民や福祉関係者との協働、市関係部局とのパートナーシップのもとで、権利擁護センターを基盤として、各種事業（法人後見での受任、市民後見人の養成、権利擁護・成年後見制度の相談受付、日常生活自立支援事業・成年後見制度に関する情報発信、講演会・研修会）を一体的かつ計画的に行っていく必要があります。

27. 市民後見人養成講座の継続

市民後見人は、不足する成年後見人等の新たな担い手として期待されています。

しかし、市民後見人を養成する目的は、単に成年後見人等の不足を補うということだけではありません。

市民後見人の大きなメリットは、被後見人等の身近な地域で、本人の気持ちに寄り添った支援が可能となること、そして法的に根拠を持ちながら、「市民という専門性」を最大限に活かした活動ができ、これまでの地域での助け合いから、一歩進んだ助け合いが可能になることなどがあります。

社協は、地域福祉の新たな担い手として、「市民後見人の養成」を継続的に行い、市民が市民を支える権利擁護の体制整備に取り組めます。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
市民後見人養成講座の開催					
重要目標達成指標（KGI） 令和5年3月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人バンク登録者数：10名 → 20名 → 30名 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>勝英管内の住民を対象に「市民後見人養成講座」を平成30年度から令和3年度まで開催し、22名の方が受講しました。</p> <p>令和4年度は事前説明会には5名の申し込みがありましたが、講座への参加はありませんでした。市民後見人に登録された方は、本会の日常生活自立支援事業の支援員としても活躍の場を提供しました。また、令和3年度からは市民後見人に登録している方が安心して活動できる環境を整えるため、弁護士等専門職を講師に迎え活動に必要な知識の講義、グループワークや情報交換会を行う「市民後見人育成事業」を受託し、年4回のフォローアップ講座を実施しました。</p>			<p>引き続き、「市民後見人養成講座」を継続開催し、市民の目線を活かして、本人の気持ちに寄り添った支援ができる市民後見人等の養成に取り組めます。</p> <p>「市民後見人育成事業」についても、市民後見人登録者や日常生活自立支援事業支援員を対象に、活動に必要な知識の習得や、情報交換を目的に開催します。</p>		

28. 利用者に最適な後見受任体制の整備

成年後見人は、被後見人の生活全般の代理権を有する場合もあり、様々な法的手続きが必要なものもあります。これまで、社協で成年後見人等を受任する場合は、弁護士等の専門職との複数で受

任を受け、様々なアドバイスを受けながら支援をしてきました。

しかし、平成 29 年 3 月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、今後の施策の目標として、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」が掲げられており、その具体的な方法の一つとして、「利用者に適切な後見人等の選択」があります。

今後は、利用者へ必要な支援内容に応じて、法人後見での単独受任、専門職との複数後見、親族との複数後見、市民後見人との複数後見など、様々な受任体制を整備し利用者に最適な後見人等の選択が行えるよう受任体制の拡充を図ります。

なお、市民後見人と本会との複数後見は、市民後見人の強い要望を受け、令和元年 9 月より 3 件を実施することになり、令和 3 年度からは更に 1 件増え、現在 4 件実施しており順調に推移しています。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
法人後見事業の体制整備	専門職との複数後見体制から、本会による単独受任の実施 市民後見人バンク登録者を法人後見支援員として貢献活動を実施 				
		本会と市民後見人との複数後見実施 			
重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点					
<ul style="list-style-type: none"> ・単独後見受任件数：2 件 → 12 件 → 11 件 ・法人後見支援員数：10 名 → 20 名 → 15 名 ・市民後見人との複数後見実施件数：0 件 → 10 件 → 3 件 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
<p>専門職との複数後見から、本会による単独受任体制への移行は、ほぼ計画通りに推移し単独受任が 11 件となりました。</p> <p>法人後見支援員数は 15 人と順調に増えており、現状の利用者数を照らし合わせると十分な人員が確保できています。</p> <p>市民後見人との複数後見は、3 件で計画の 10 件を下回りました。原因としては、弁護士等による専門的な支援を必要とするケースが 4 件あり、市民後見人に引き継げないことや、市民後見人として、受任するには荷が重いと思われ、法人後見支援員として活動するという現状があります。</p> <p>本計画により、利用者の状況に応じた様々な受任体制が構築できました。</p>			<p>利用者の状況により様々な受任体制が選択できるようになりました。現状の受任体制の維持・発展を目指して、今後も、中核機関、権利擁護センター、専門職、市民後見人、各関係機関との連携を図りながら、利用者がメリットを感じることができる後見体制の構築を図りたいと考えています。</p>		

29. 地区社協等での広報活動・関係機関とのネットワーク形成

社協は、平成 28 年度から、日援事業・成年後見制度・市民後見人制度の研修会を関係機関や地域住民（33 会場、663 人）を対象に説明会を行い、制度の周知を行いました。

この研修会では制度の周知が図られただけでなく、関係機関とのネットワークの形成にも役立つものとなりました。

その結果、日援事業利用者が 2 年間で、20 人（平成 27 年 4 月現在）から、43 人（平成 29 年 3 月現在）とほぼ倍増し、人口当たりの利用者数が県内の市町村で最も多くなりました。また、市民後見人養成講座にも 13 人の応募がありました。

このようなことから、制度の普及啓発は重要な取り組みであり、今後も普及啓発を継続的にを行い、住民が成年後見制度等を身近な制度として捉えられるよう地域づくりを進めます。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
広報活動	権利擁護に関する説明会の開催 				
重要目標達成指標（KGI） 令和 5 年 3 月末時点					
市民に向けた広報活動：130 回 → 12 回（209 人） （内訳） <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協向けの説明会：93 回（31 地区 × 3 回） ・福祉団体向けの説明会：18 回（6 団体 × 3 回） （民生委員・栄養委員・愛育委員・ボランティア・老人クラブ・身障協会） ・サロン代表者向けの説明会：18 回（6 地域 × 3 回） 					
計画の評価（振り返り）			今後の課題・方向性		
コロナ禍により福祉関係者の会議が中止または、開催時間の短縮により、市民等に向けた説明会の開催は 12 回（209 人）に留まりました。 しかし、各関係機関との連携等により、日常生活自立支援事業の利用者は 43 人から、65 人と大幅に増加し、人口当たりの事業利用者数が、県内で最も多く県平均の 5.2 倍の利用者数となりました。【人口千人当たりの利用者数：2.45 人（県内平均 0.47 人） 県内の実利用者数：1 位美作市（65 人）、2 位倉敷市（64 人）、3 位津山市（63 人）※政令指定都市の岡山市を除く また、法人後見受任数も延 29 件となり、利用者数は順調に推移しています。			本会が、包括支援センター、総合相談支援センター、障害者地域活動支援センターを受託したことにより、分野属性を問わず様々な方が制度を利用されるようになっていきます。 また、地区の福祉活動・会議等が再開されれば、改めて説明会等を行い、住民とともに、制度の普及啓発、ニーズの掘起しに取り組みたいと考えています。		

30. 入居支援保証人代行事業の実施

日援事業・成年後見制度利用者の中には、頼れる親族がない、また、計画的な金銭管理が難しく資産が少ないといった課題を抱えた利用者が多くいます。

このような利用者の中には、自宅での生活が難しいため、本来はアパート等へ入居する必要がある場合でも、親族等に保証人をお願いすることが出来ないうえに、資産が少なく民間の保証人サービスを利用することも困難で、賃貸住宅への入居ができないという課題がありました。

このようなことから、日援事業・成年後見制度利用者について、賃貸住宅の入居時等に社協が「保証人」となる「入居支援保証人代行事業」について調査研究を行い事業を実施します。

計画策定時においては、日援事業・成年後見制度利用者に、頼れる親族がないため、アパート等への入所に課題を抱えた利用者があり、美作市社協が入居時の保証人になる「入居支援保証人代行事業」について調査研究を実施することになりました。

調査を行った結果、全国的に、単身高齢者の増加などにより保証人を確保することが困難で住居確保に課題を抱えている人が増加し、社会問題化していたことから、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局長通知で、「単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえるとともに、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため、「公営住宅管理標準条例（案）について」保証人に関する規定を削除する旨の通知を行うなどの対応を行っていました。

このような背景から、平成30年に岡山市で、令和元年に岡山県の公営住宅の保証人規定が削除され、令和2年4月からは美作市の公営住宅入居においても保証人が不要となりました。

これにより、日援・成年後見制度利用者で、保証人がいないという理由により、住居を確保することができないという課題が解決し、実際に令和3年9月には、日援の利用者が保証人なしで美作市の公営住宅に入居され、当初課題となっていたことも解決したため、本事業は計画中止としました。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
入居支援保証人 代行事業の実施		調査・研究 			
				計 画 中 止	